

農林水産商工常任委員会資料

(令和2年6月10日)

| 項 目 | ページ |
|---|-----|
| 1 新型コロナウイルス感染症にかかる対応状況について 【商工政策課】…………… | 1 |
| 2 新型コロナウイルス感染症の影響による技能検定前期試験の中止について 【産業人材課】…………… | 2 |

商 工 労 働 部

新型コロナウイルス感染症にかかる対応状況について

令和2年6月10日
商工政策課

新型コロナウイルス感染症による県内経済・雇用への影響を踏まえ、関係機関と連携しながら各種取組を進めています。

1. 切れ目ない県経済対策予算の執行

県内事業者の事業継続を応援するとともに、県内需要喚起を図っていくため、新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費を活用しながら、以下2事業につき6月8日より申請受付を開始した。

(6月3日より商工労働部内に専用コールセンターを設置し、各種御相談に対応中)

(1) 県内事業者の事業継続を支援

- ・家賃等固定費の負担軽減のほか、事業継続に向け幅広く活用いただくため、新型コロナウイルス克服再スタート応援金(予算総額6億円:うち調整費3億円を先行実施)を創設。

| | |
|-------------|--|
| 対象者 | 県内中小企業等(フリーランス等個人事業者を含む) |
| 交付要件 | 以下のいずれにも該当する事業者であること ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等の影響により、令和2年1月以降、前年同月比で売上が30%以上減少した月があること ・今後も事業継続及び雇用維持の意思を有すること 等 |
| 交付額 | 10万円(県内における複数店舗経営者は20万円) |
| 執行状況(6/8時点) | 相談件数:557件、申請件数:401件(6/8時点) |

(2) 県内の需要喚起を支援

- ・地域の盛り上げや需要喚起につながる取組を応援するため、地域で頑張るお店応援事業補助金(予算総額1.5億円:うち調整費1億円を先行実施)を創設。

| | |
|-------------|--|
| 対象者 | 県内中小企業等により構成されるグループ(2者以上での連携) |
| 交付要件 | 複数の事業者が連携し、地域の活性化や需要喚起を図る事業であること |
| 交付額 | (補助上限額)1者あたり20万円×参加事業者数(1事業あたり200万円) (補助率)3/4 |
| 執行状況(6/8時点) | 相談件数:42件(6/8時点) |

2. 経済対策予算ワンストップ相談窓口の開設

県内事業者への国・県経済対策予算の周知・早期給付に向け、県社会保険労務士会及び県行政書士会との連携により、5月28日、経済対策予算ワンストップ相談窓口を設置した。

(1) 窓口名称 コロナに打ち克つ!経済対策予算ワンストップ相談窓口

- ※県内3箇所(本庁、中・西部総合事務所)に相談窓口を設置
- ※相談窓口と併せ、個別相談ブース(オンライン申請用の専用端末を設置)を準備
- ※具体的な申請支援を行うため、専門家(社会保険労務士、行政書士)が駐在

(2) 窓口機能(主な提供サービス)

- ①県経済対策予算の申請相談・受付
- ②国経済対策の情報提供、申請相談・支援

※専門家への個別相談受付状況(6/8時点)
・社会保険労務士:6名(雇用調整助成金等) ・行政書士:14件(持続化給付金等)

3. 国への政策要望

全国知事会の活動を通じ、新型コロナウイルス感染症による国内経済・雇用への影響軽減を図るための緊急かつ効果的な経済対策の構築・執行について、国の対応を求めている。

【政府への主な要望項目(6月4日:全国知事会議でとりまとめられた提言より)】

- ・持続化給付金の要件緩和(売上減少要件の緩和(現行50%以上→30%以上)等)と迅速な給付
- ・雇用調整助成金の拡充(休業手当支給前の助成金概算払いの導入等)と迅速な給付
- ・固定費の軽減措置(家賃支援対象外の自社ビル等を保有する事業者への支援制度構築)
- ・資金繰り支援の強化(無利子融資の上限額引上げ、無利子期間の延長) 等

新型コロナウイルス感染症の影響による技能検定期試験の中止について

令和2年6月10日

雇用人材局産業人材課

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月22日に厚生労働省より、職業能力開発促進法に基づく技能検定期試験の令和2年度前期試験を中止する旨、都道府県知事宛てに通知がありました。これにより、本県においても6月から9月に実施予定の前期試験を中止しました。

1 技能検定期試験の概要

技能検定期試験は労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定期試験であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき、厚生労働大臣が定める技能検定期実施計画に基づき、都道府県が、全国統一的に実施する。

(同法の規定で、試験運営等の業務は都道府県職業能力開発協会が実施している。)

- ・前期、後期の年2回行われる定期試験のほか、技能実習生が受検する随時試験がある。
- ・全130職種の試験(学科・実技)のうち、本県は例年約50職種実施している。

2 厚生労働省通知の概要

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、複数の都道府県において、検定期委員や試験会場の確保に支障が生じ、全国統一的な試験実施の見通しが立たないことから、厚生労働省は前期試験を全都道府県において中止することとした。
- ・今回中止となった前期技能検定期試験について、厚生労働省において可能な限り令和2年度中に実施できるよう調整を図る。(夏を目途に詳細決定)
- ・なお、令和2年度後期試験(令和2年12月～令和3年2月)及び随時試験については、新しい生活様式をはじめとする感染防止対策の徹底を図った上で、計画通り実施する予定である。

<令和2年度前期技能検定期試験(本県の予定)>

(1) 試験日程

令和2年6月8日～9月13日 ※うち学科試験 7/12 8/23 8/30 9/2 9/6

(2) 受検申請者数

448名(延べ24職種36作業:1級129名 2級136名 3級157名 単一等級26名)

(3) 主な受検職種

造園、フラワー装飾、電子機器組み立て、とび、園芸装飾

3 本県の対応

- ・鳥取県職業能力開発協会、県教育委員会等関係機関と情報共有を行うとともに、鳥取県職業能力開発協会が、受検者本人に文書により前期試験中止と受検料の返金手続について通知を行った。

(県は、令和2年6月2日付鳥取県公報により前期技能検定期試験の中止を告示)

- ・引き続き、中止となった前期技能検定期試験の実施に向けた厚生労働省の調整状況について情報収集を図り、関係機関に情報提供を行い、調整を行う。